

平成26年度 事務事業評価調書（平成25年度実績分）

事務事業名		法務局嘱託登記事務			
所管部局	財務部	部長名	古味 勉	予算事業名	職員給与費
所管部署	管財課	所属長名	久武 誠	予算事業科目(平成26年度)	010201010201

1 事業の位置付け

2011 高知市 総合計画・実施計画 施策体系での位置付け					
施策の大綱	99	その他の行政経費及び一般行政経費	施策 取組 方針	その他の行政経費及び一般行政経費	
政策	99	その他の行政経費及び一般行政経費			
施策	99	その他の行政経費及び一般行政経費			

2 事業の根拠・性格

		法定受託事務
法律・政令・省令	地方自治法, 不動産登記法	
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等	財産条例, 公有財産規則	
その他(計画, 覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	高知市の各課が様々な事業を実施する過程で取得した用地。					
意図	どのような状態にしていくのか	表示に関する登記として、地目変更及び地積校正、分筆・合筆に関する登記を行い、正しい地目、地積を登記し、権利の保全を補助する。また、権利に関する登記として、第三者に対する対抗要件を具備するために、本市の所有あるいは売り払いを行った用地に所有権等の必要な物権を登記していくことで、財産を管理していくもの。					
手段	事業実施体制等	各課が管財課に依頼をし、担当職員が処理。	<table border="1"> <tr> <td>事業開始年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業終了年度</td> <td>—</td> </tr> </table>	事業開始年度	—	事業終了年度	—
事業開始年度	—						
事業終了年度	—						
活動内容	どのような事業活動を行うのか	本市の財産を保全する目的で、庁内各課が用地を取得した場合、または、市有地を処分等した場合に、嘱託登記を行うもの。企業会計分を除き、庁内各課が必要に応じ、不動産等の登記を管財課に依頼し、管財課で所有権等について登記申請事務を行っている。加えて、表示に関する登記として、用地を取得する場合は、代位による分筆等の登記を行い、既に保有している財産については、正しい地目や地籍への変更、管理の適正化のための合筆、分筆登記を行っている。					
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方				
	A	登記依頼対応実績(%)	事業の性格から、依頼に対して、全件対応する(執行率100%)ことになる。				
	B						
	C						

4 事業の実績等

			23年度	24年度	25年度	26年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	登記依頼対応実績(%)	100	100	100	100	23年処理件数 544件 24年処理件数 464件 25年処理件数 314件	
		実績	100	100	100			
	B	目標						
		実績						
	C	目標						
		実績						
投入コスト	① 事業費	決算額(千円)	0	0	0	0		
		財源内訳	国費(千円)					
			県費(千円)					
			市債(千円)					
			その他(千円)					
			一般財源(千円)	0	0	0		0
	翌年度への繰越額(千円)							
	② 概算人件費等	人件費等(千円)	5,760	5,180	3,650	3,600		
		正規職員(千円)	5,760	5,180	3,650	3,600		
		その他(千円)						
		人役数(人)	0.80	0.70	0.50	0.50		
		正規職員(人)	0.80	0.70	0.50	0.50		
		その他(人)						
		総コスト=①+②(千円)	5,760	5,180	3,650	3,600		
市民1人当たりコスト(円)		17	15	11				
年度末住民基本台帳人数(人)	337,875	338,397	336,845					
							総コスト/年度末人口	

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

地方自治体の「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいい、このうち公有財産は、行政財産と普通財産とに分類することとなっている。この財産のうち土地は、25年度末現在で61,716筆、約24,106,030㎡あり、そのうち道路水路が約13,051,122㎡、その他行政財産約7,775,253㎡、残りの約3,279,655㎡が普通財産として、管財課や関係部局において管理されているが、その管理の源を形づくるのが本件事務である。本件事務は、行政活動の下支えを行うものであり、確実に行われなければならない。

6 所属長評価

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① 〔施策体系等での位置付け〕 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく B (3) 一部結びつく C (1) あまり結びつかない D (0) 結びつかない	A	4.0	市の所有する多くの財産の適切な財産管理については、地道な作業になるが、行政運営の基礎固めになるものと考えられる。このようなこともあり、土地の高知市への所有権の移転登記は、遺漏なく執り行う必要がある。 この事務に関する市民ニーズについては、当然適切に執り行われているという意識が前提であり、顕在化することはないが、仮に不適切な事務を執り行っていた場合、多くの批判を浴びることになるような性格を持つ事務である。
	② 〔市民ニーズの傾向〕 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している B (3) 横ばいである C (1) 少ない、減少している D (0) ほとんどない	B		
事業内容の有効性	③ 〔成果の達成状況〕 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している B (3) 概ね達成している C (1) あまり順調ではない D (0) 十分な成果を望めない	A	4.0	この事務は、依頼されたものを全件処理していく必要がある。ノウハウのある仕事であり、事務の引継ぎなど留意していく必要がある。
	④ 〔事業の手法・活動内容〕 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である B (3) 概ね妥当である C (1) 検討の余地がある D (0) 見直しが必要である	B		
事業実施の効率性	⑤ 〔アウトソーシングの可能性〕 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない B (3) 行政主体が望ましい C (1) 検討の余地はある D (0) 十分可能である	B	4.0	本件事務についての委託先は、司法書士となり、こうした専門職に委託していくことも考えられるが、処理件数とこれに割く事務量の割合から、直営で行うほうが有利であり、また、この事務を直営で取り扱うことで、登記事務に関するノウハウの蓄積が可能となるなど、波及効果もある。
	⑥ 〔事業統合・連携・コスト削減〕 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない B (3) 概ね効率的にできている C (1) 検討の余地がある D (0) 十分可能である	A		
事業実施の公平性	⑦ 〔受益者の偏り〕 事業の受益者が特定の個人（団体）等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い B (3) 概ね保たれている C (1) 偏っている D (0) 公平性を欠いている	A	5.0	受益者の偏りや、受益者負担の適正化などの考え方はなじまない。
	⑧ 〔受益者負担の適正化〕 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである	A		
総合点	17.0	<input checked="" type="radio"/> A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) <input type="radio"/> B 改善を検討し、事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) <input type="radio"/> C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合) <input type="radio"/> D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)			

7 部局長評価

総合評価	評価理由・今後の方向性等
<input checked="" type="radio"/> A 事業継続	所属長評価のとおり
<input type="radio"/> B 改善を検討し、事業継続	
<input type="radio"/> C 事業縮小・再構築の検討	
<input type="radio"/> D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--